静岡県告示第178号

静岡県地域総合整備資金貸付要綱(平成4年静岡県告示第861号)の一部を次のように改正する。 令和3年3月12日

静岡県知事 川勝平太

改正前

改正後

附則

- 2 平成33年3月31日までの間は、過疎地域自 立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第 2条第1項に規定する過疎地域(第5条第5 項及び第6項に該当するものを除く。)又は同 法第33条第1項の規定により過疎地域とみな される区域のうち市町村の廃置分合若しくは 境界変更があった日の前日において過疎地域 であった区域若しくは同条第2項の規定によ り過疎地域とみなされる区域(第5条第5項 及び第6項に該当するものを除く。)において 実施される貸付対象事業に係る第5条第1 項、第2項及び第4項の規定の適用について は、同条第1項中「42億円」とあるのは「54 億円」と、「63億円」とあるのは「81億円」 と、同条第2項中「35パーセント」とあるの は「45パーセント」と、同条第4項中「52億 5,000万円」とあるのは「67億5,000万円」 と、「78億7,000万円」とあるのは「101億 2,000万円」とする。
- 3 平成35年3月31日までの間は、離島振興法 (昭和28年法律第72号)第2条第1項に規定 する離島振興対策実施地域(第5条第5項及 び第6項に該当するものを除く。)において実 施される貸付対象事業に係る第5条第1項、 第2項及び第4項の規定の適用については、 同条第1項中「42億円」とあるのは「54億 円」と、「63億円」とあるのは「81億円」 と、同条第2項中「35パーセント」とあるの は「45パーセント」と、同条第4項中「52億 5,000万円」とあるのは「67億5,000万円」

附 則

- 2 令和3年3月31日までの間は、過疎地域自 立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第 2条第1項に規定する過疎地域(第5条第5 項及び第6項に該当するものを除く。)又は同 法第33条第1項の規定により過疎地域とみな される区域のうち市町村の廃置分合若しくは 境界変更があった日の前日において過疎地域 であった区域若しくは同条第2項の規定によ り過疎地域とみなされる区域(第5条第5項 及び第6項に該当するものを除く。)において 実施される貸付対象事業に係る第5条第1 項、第2項及び第4項の規定の適用について は、同条第1項中「42億円」とあるのは「54 億円」と、「63億円」とあるのは「81億円」 と、同条第2項中「35パーセント」とあるの は「45パーセント」と、同条第4項中「52億 5,000万円」とあるのは「67億5,000万円」 と、「78億7,000万円」とあるのは「101億 2,000万円」とする。
- 3 <u>令和5年3月31日</u>までの間は、離島振興法 (昭和28年法律第72号)第2条第1項に規定 する離島振興対策実施地域(第5条第5項及 び第6項に該当するものを除く。)において実 施される貸付対象事業に係る第5条第1項、 第2項及び第4項の規定の適用については、 同条第1項中「42億円」とあるのは「54億 円」と、「63億円」とあるのは「81億円」 と、同条第2項中「35パーセント」とあるの は「45パーセント」と、同条第4項中「52億 5,000万円」とあるのは「67億5,000万円」

と、「78億7,000万円」とあるのは「101億 と、「78億7,000万円」とあるのは「101億 2,000万円」とする。

2,000万円」とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第1号中「氏 名 ⑨」を「氏 名」に、「平成 年度」を「 年度」に、

[法人名

法人名

(注) 以下の項目についても記載すること。 に、 責任者 職・氏名

所属名 所属名 に改める。 職名

様式第2号中「平成 年」を「 年」に改める。

」を

様式第6号中「氏 名 ⑨」を「氏

名」に改め、同様式に次のように加える。

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

附則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。